

第13回

定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2023年3月30日（木曜日）

午前10時 受付開始 午前9時

開催場所

京都府京都市南区西九条院町1-7

都ホテル 京都八条 B1 陽明殿

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）

決議事項

議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための
報酬決定の件

目次

第13回定時株主総会招集ご通知 …	1
事業報告……………	3
連結計算書類……………	19
計算書類……………	21
監査報告……………	23
（株主総会参考書類）	
議案 取締役に対する譲渡制限付 株式の付与のための報酬決 定の件……………	31

株式会社 T. S. I

証券コード：7362

証券コード 7362
2023年3月14日

株 主 各 位

京都府京都市西京区桂南巽町75番地 4
株 式 会 社 T . S . I
代表取締役社長 北 山 忠 雄

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイト「第13回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

<https://www.t-s-i.jp/ir/news/>



<https://d.sokai.jp/7362/teiiji/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）に「ティーエスアイ」または証券コード「7362」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

なお、書面により議決権を行使される場合には、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年3月29日（水曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2023年3月30日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時） |
| 2. 場 所 | 京都府京都市南区西九条院町1-7
都ホテル 京都八条 B1 陽明殿
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第13期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第13期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 議 案 | 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |
| 4. 招集にあたっての決定事項 | ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 |

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（本株主総会におきましては、書面交付請求をいただいていない株主様にも同書面を送付いたします。）には記載しておりません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際して、会計監査人及び監査役が監査をした対象書類の一部であります。

# 事業報告

( 2022年1月 1 日から  
2022年12月31日まで )

## 1. 企業グループの現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、2022年1月からオミクロン株の国内感染者数の急増によるまん延防止等重点措置が実施され、再び経済活動への制限が課されました。同措置は3月には解除されておりますが、新型コロナウイルスの世界的感染拡大の長期化による供給網の混乱に加え、ロシア・ウクライナ情勢、急激な円安の進行等により、資材・エネルギー価格の高騰によるインフレの長期化も懸念され、経済情勢は、依然として先行き不透明な状況が続いております。

介護業界におきましては、高齢化がさらに進むことで介護サービスの需要は高まっているものの、2022年の介護事業所の倒産件数は過去最多となりました。サービスを担う人材の十分な確保が難しい状況は続いており、人材確保が介護事業者の大きな経営課題になっております。当社は「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」等の制度を活用し、事業所の管理者を中心とした還元の強化と、職員からの紹介手当の拡充を実施し、人材確保と定着のための環境を整備することに努めてまいりました。

このような状況の下、当社グループは当連結会計年度においては、特に各拠点での新型コロナウイルス対策に注力してまいりました。また、年間3棟87室の新規開設を行い、着実な増床を図ってまいりました。当連結会計年度末時点では31棟979室の運営となっており、全社稼働率は89.7%、開設後1年以上経過拠点に限っては稼働率が96.1%となっております。

第4四半期には、新型コロナウイルスの影響も一部ありましたが、既存拠点の着実な利益の積み上げにより、売上高及び各段階利益は前期実績を上回って着地しました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は、41億1百万円（前期比20.6%増）、営業利益は1億93百万円（同12.3%増）、経常利益は2億46百万円（同31.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1億57百万円（同14.1%増）となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

介護事業におきましては、当連結会計年度の売上高は33億45百万円、セグメント利益は1億57百万円となりました。これは主として、前連結会計年度に新規開設した4拠点の稼働率アップに加え、当連結会計年度においても、アンジェス岐阜岩地、アンジェス枚方、アンジェス岐阜南鶉の3棟を新規開設したことによるものであります。

その結果、売上高は前連結会計年度と比較して4億83百万円（前期比16.9%増）の増収、セグメント利益は42百万円（同36.7%増）の増益となりました。

不動産事業におきましては、当連結会計年度の売上高は7億56百万円、セグメント利益は95百万円となりました。これは当連結会計年度において、自社保有物件「アンジェス加古川」及び「アンジェス長浜」のオーナーチェンジのための不動産販売の実施及び不動産販売に伴う支払手数料、自社物件建設に係る控除対象外消費税等による費用増加によるものであります。

その結果、売上高は前連結会計年度と比較して2億16百万円（前期比40.2%増）の増収、セグメント利益は31百万円（同24.5%減）の減益となりました。

#### 事業別売上高

| 事業区分  | 第12期<br>(2021年12月期)<br>(前連結会計年度) |       | 第13期<br>(2022年12月期)<br>(当連結会計年度) |       | 前期比増減     |       |
|-------|----------------------------------|-------|----------------------------------|-------|-----------|-------|
|       | 金額                               | 構成比   | 金額                               | 構成比   | 金額        | 増減率   |
| 介護事業  | 2,861,428千円                      | 84.1% | 3,345,409千円                      | 81.6% | 483,981千円 | 16.9% |
| 不動産事業 | 539,529                          | 15.9  | 756,166                          | 18.4  | 216,636   | 40.2  |
| 合計    | 3,400,957                        | 100.0 | 4,101,575                        | 100.0 | 700,618   | 20.6  |

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は5億21百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

|       |           |                  |
|-------|-----------|------------------|
| 不動産事業 | アンジェス岐阜岩地 | サービス付き高齢者向け住宅の新設 |
|-------|-----------|------------------|

|       |           |                  |
|-------|-----------|------------------|
| 不動産事業 | アンジェス岐阜南鶉 | サービス付き高齢者向け住宅の新設 |
|-------|-----------|------------------|

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

|       |               |                  |
|-------|---------------|------------------|
| 不動産事業 | アンジェス彦根河瀬（仮称） | サービス付き高齢者向け住宅の新設 |
|-------|---------------|------------------|

|       |                    |                  |
|-------|--------------------|------------------|
| 不動産事業 | アンジェス宇都宮砥上<br>（仮称） | サービス付き高齢者向け住宅の新設 |
|-------|--------------------|------------------|

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、運転資金として1億5千万円、設備投資資金として4億円を借りました。

また、不動産販売実施に伴う繰上返済を含め、借入金6億35百万円を返済いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

## ① 当社グループの財産及び損益の状況

| 区 分                  | 第 10 期<br>(2019年12月期) | 第 11 期<br>(2020年12月期) | 第 12 期<br>(2021年12月期) | 第 13 期<br>(当連結会計年度)<br>(2022年12月期) |
|----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 売上高 (千円)             | 2,385,476             | 2,930,927             | 3,400,957             | 4,101,575                          |
| 経常利益 (千円)            | 107,219               | 134,544               | 187,634               | 246,505                            |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (千円) | 76,503                | 102,293               | 138,027               | 157,536                            |
| 1株当たり当期純利益 (円)       | 62.30                 | 83.30                 | 94.18                 | 103.10                             |
| 総資産 (千円)             | 2,067,167             | 2,056,250             | 2,879,306             | 3,030,265                          |
| 純資産 (千円)             | 135,049               | 237,343               | 927,370               | 1,084,778                          |
| 1株当たり純資産額 (円)        | 109.98                | 193.28                | 606.92                | 709.96                             |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 当社においては、2020年12月期までは会社法上の連結計算書類は作成しておりませんでした。が、株主に対する情報提供の観点等を踏まえ、2020年12月期以前は参考値として連結会計上の数値を記載しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分             | 第 10 期<br>(2019年12月期) | 第 11 期<br>(2020年12月期) | 第 12 期<br>(2021年12月期) | 第 13 期<br>(当事業年度)<br>(2022年12月期) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)      | 1,962,572             | 2,436,170             | 2,861,428             | 3,345,409                        |
| 経 常 利 益 (千円)    | 120,027               | 108,723               | 89,032                | 150,228                          |
| 当 期 純 利 益 (千円)  | 88,958                | 78,121                | 54,473                | 92,487                           |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 72.44                 | 63.62                 | 37.17                 | 60.53                            |
| 総 資 産 (千円)      | 604,298               | 754,653               | 1,560,414             | 1,884,506                        |
| 純 資 産 (千円)      | 126,165               | 204,286               | 810,760               | 903,119                          |
| 1 株当たり純資産額 (円)  | 102.74                | 166.36                | 530.60                | 591.07                           |

- (注) 1. 1 株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1 株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1 株当たり当期純利益及び1 株当たり純資産額を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名               | 資 本 金    | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|---------------------|----------|----------|---------------|
| 株 式 会 社 北 山 住 宅 販 売 | 20,000千円 | 100.0%   | 不 動 産 事 業     |

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、自宅で看取られたいと望む高齢者が安心できる住まいと介護サービスを提供することをミッションとし、サービス付き高齢者向け住宅「アンジェス」を設計・建築・運営まで一気通貫して提供を行い、「アンジェス」の全国47都道府県への展開を目指しております。これらを実現するため、以下の項目を特に重要な課題として認識し、取り組んでまいります。

#### ①人員の確保について

当社グループが事業規模を拡大していくためには、新エリアへの進出を続けていく必要がありますが、新エリアへ進出するためには、管理者、現場の介護スタッフを確保する必要があります。介護業界は慢性的に人手不足といわれ、有効求人倍率も高い状況にあります（2022年12月の介護サービスの有効求人倍率は4.01倍。全職業平均は1.35倍。出典：「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）」（厚生労働省））。そのため、当社は、介護スタッフの待遇改善、全国転勤や全国の宿泊出張可能な社員の確保に取り組んでおります。また、経験の浅い介護スタッフでも安心して継続して働けるように、定期的な教育・研修の場を設けて、スタッフ定着率の向上に努め、未経験の無資格者に対しても、雇用後、資格取得支援を行い戦力化を図っております。

新規開設後、近隣で近い時期に複数拠点を開設するドミナント展開を行うことでオープニングスタッフを中心に人員をエリア単位で充足させ、その中から次期管理者候補を発掘し、次の開設へ繋げていくなど、ドミナント展開を行いながら人員確保におけるリスクをコントロールしております。また、開設時期が毎年異なり、中途採用者がメインとなっていることから、2019年4月から新卒採用を開始し、中長期的な人材育成にも取り組んでおります。しかしながら、十分に介護スタッフが確保できず、人員不足によって新規拠点の開設時期が遅れることや、開設後に入居受け入れを止める事態が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## ②介護保険法の改正について

訪問介護事業、居宅介護支援事業は介護保険法に基づき事業を行っております。介護保険法及び介護報酬は3年ごとに改定されます。前回の介護報酬改定は2021年4月であり、次回改定は2024年4月となっております。当社で現在取得している「介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」「介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）」「介護職員等ベースアップ等支援加算」は従業員の処遇改善に直結しております。今後の改正において、これら処遇改善加算が減額される方向となり、当社持ち出しによる人件費の増加が発生した場合、また、基本報酬の大幅減額が実施される場合、新たな減算が開始される場合、介護保険サービスの利用方法に制限がかけられる場合、新たな規制が発生した場合や人員基準変更等で有資格者の雇用が義務付けられる場合など、法改正の動向によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## ③食中毒や感染症について

当社の運営する建物内では、日ごろから、換気・手洗い・手指消毒の励行等の感染防止対策をとっておりますが、外部からの訪問者によって、新型コロナウイルス、インフルエンザやノロウイルス等を持ち込まれてしまい「アンジェス」において利用者や従業員の間で集団感染が発生する可能性があります。また、当社が運営するサービス付き高齢者向け住宅においては、利用者に対し食事を提供しておりますが、厨房の整理・整頓及び食材の安心・安全な調達・調理に取り組んでいるものの、万が一、喫食された利用者の中から食中毒が発生した場合や、集団感染が広がった場合には、営業停止等の行政処分や顧客離れ等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## ④事業のための指定等について

当社が行っている介護事業は、主に介護保険法に基づく介護サービスが中心であり、同法及び関連諸法令の規制を受けます。介護サービスを行うには、サービス毎に都道府県等自治体の指定を受ける必要があります。介護事業の運営を続けていく上では、常時、運営基準・設備基準・人員基準等の各種基準を充足しておく必要があります。また、サービス付き高齢者向け住宅の登録・更新にも要件があります。

これらが遵守できていないと行政に判断された場合、介護報酬の返還又は減額、新規受け入れ停止、最も厳しい処分としては指定取消が行われる可能性があります。当社では、内部監査での確認、各部門上長による書類の確認、定期的な研修等で法令遵守に注力しておりますが、行政によって法や基準への判断・解釈が異なる、いわゆる「ローカルルール」が存在するため、当社で実施するリスクコントロールが機能せず、運営に不備があり何らかの指摘や指導を受けることと

なった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 主要な事業内容（2022年12月31日現在）

| 事業区分  | 事業内容                       |
|-------|----------------------------|
| 介護事業  | サービス付き高齢者向け住宅の運営           |
| 不動産事業 | サービス付き高齢者向け住宅の設計・建築及び不動産販売 |

(6) 主要な事業所等（2022年12月31日現在）

| 区分             | 所在地                               |
|----------------|-----------------------------------|
| 事務所            | グループ本社、介護事業本部、不動産事業本部<br>(京都市西京区) |
| 介護事業<br>(31拠点) | 滋賀県 9拠点                           |
|                | 京都府 5                             |
|                | 静岡県 5                             |
|                | 岡山県 4                             |
|                | 愛知県 2                             |
|                | 兵庫県 2                             |
|                | 岐阜県 2                             |
|                | 神奈川県 1                            |
| 不動産事業          | 大阪府 1                             |
|                | 滋賀県 1                             |

## (7) 従業員の状況（2022年12月31日現在）

### ① 企業グループの従業員の状況

| 事業区分  | 従業員数      | 前連結会計年度末比増減 |
|-------|-----------|-------------|
| 介護事業  | 382（145）名 | 53名増（2名減）   |
| 不動産事業 | 7（－）      | －名増（－名増）    |
| 合計    | 389（145）  | 53名増（2名減）   |

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員を含む）は、年間の平均人員を（ ）外書きで記載しております。

### ② 当社の従業員の状況

| 従業員数      | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|-------|--------|
| 382（145）名 | 53名増（2名減） | 44.7歳 | 3.0年   |

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員を含む）は、年間の平均人員を（ ）外書きで記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況（2022年12月31日現在）

| 借入先            | 借入額       |
|----------------|-----------|
| 株式会社滋賀銀行       | 517,929千円 |
| 株式会社三井住友銀行     | 349,166   |
| 株式会社りそな銀行      | 260,088   |
| 独立行政法人住宅金融支援機構 | 210,426   |
| 株式会社関西みらい銀行    | 3,654     |

## (9) その他企業グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2022年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 4,500,000株
- ② 発行済株式の総数 1,528,000株（自己株式56株を含む）
- ③ 株主数 1,277名
- ④ 大株主

| 株主名       | 持株数   | 持株比率  |
|-----------|-------|-------|
| 北山忠雄      | 498千株 | 32.6% |
| 北山優吾      | 128   | 8.4   |
| 北山千賀子     | 100   | 6.5   |
| 北山裕美      | 100   | 6.5   |
| 北山雄三      | 100   | 6.5   |
| 寺田英司      | 31    | 2.1   |
| 北田翔士      | 30    | 2.0   |
| 楽天証券株式会社  | 19    | 1.3   |
| 株式会社SBI証券 | 16    | 1.1   |
| 北山由紀子     | 15    | 1.0   |

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2022年12月31日現在）

| 会社における地位      | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                             |
|---------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 北 山 忠 雄   | 株式会社北山住宅販売 代表取締役社長                                                                  |
| 専 務 取 締 役     | 北 山 優 吾   | 株式会社北山住宅販売 取締役                                                                      |
| 取 締 役         | 三 宅 裕 介   | 管理部長                                                                                |
| 取 締 役         | 中 村 眞 里   | 訪問介護部長                                                                              |
| 取 締 役         | 高 岡 ま り 子 | 居宅介護支援部長                                                                            |
| 取 締 役         | 金 澤 光 司   | 来世幸福セレモニー株式会社 代表取締役<br>ワールドイズワン株式会社 代表取締役<br>株式会社アクセス 代表取締役<br>株式会社フロンティアテクノロジー 取締役 |
| 取 締 役         | 吉 田 誠 司   | 弁護士法人中村利雄法律事務所 代表社員<br>公益財団法人オムロン地域協力基金 評議員<br>京都市第二行政不服審査会 会長                      |
| 常 勤 監 査 役     | 日 原 直 人   |                                                                                     |
| 監 査 役         | 松 室 伸 二   | ソリッドビジョン株式会社 取締役                                                                    |
| 監 査 役         | 武 田 久 美   | 武田公認会計士事務所 代表<br>株式会社北山住宅販売 監査役                                                     |

- (注) 1. 取締役金澤光司氏及び取締役吉田誠司氏は、社外取締役であります。
2. 監査役日原直人氏、監査役松室伸二氏及び監査役武田久美氏は、社外監査役であります。
3. 監査役松室伸二氏及び監査役武田久美氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
監査役武田久美氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 当社は、社外取締役金澤光司氏、吉田誠司氏並びに社外監査役日原直人氏、松室伸二氏及び武田久美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害賠償金や訴訟費用の損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による違法行為や、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償金等が発生した場合には填補の対象としないこととしております。

## ③ 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

#### (ア) 当該決定方針の決定方法及び当該決定方針の内容

当社の取締役の報酬等は、代表取締役社長が、基本報酬及び株式報酬それぞれについて、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度に応じて報酬案を作成したのち、任意の指名報酬委員会に諮り、任意の指名報酬委員会の意見を勘案した上で最終案を立案し、取締役会で承認し決定されております。監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、常勤・非常勤の別、職務分担の状況を考慮して、監査役会の協議により決定しております。

取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する取締役会は2022年3月30日に開催され、各取締役の報酬額について決議されております。

#### (イ) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社は、2023年2月13日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。その決定方法の内容の概要は、決議日時点においては、取締役の個人別報酬については基本報酬及び株式報酬とすることとし、業績連動報酬、その他の報酬は支払わないこととしております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された当該決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                      | 報酬等の総額              | 報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額 |               |             | 対 象 と な る<br>役 員 の 員 数 |
|--------------------------|---------------------|---------------------|---------------|-------------|------------------------|
|                          |                     | 基 本 報 酬             | 業 績 連 動 報 酬 等 | 非 金 銭 報 酬 等 |                        |
| 取 締 役<br>(う ち 社 外 取 締 役) | 96,600千円<br>(7,200) | 96,600千円<br>(7,200) | －<br>(－)      | －<br>(－)    | 7名<br>(2)              |
| 監 査 役<br>(う ち 社 外 監 査 役) | 9,000<br>(9,000)    | 9,000<br>(9,000)    | －             | －           | 3<br>(3)               |
| 合 計<br>(う ち 社 外 役 員)     | 105,600<br>(16,200) | 105,600<br>(16,200) | －<br>(－)      | －<br>(－)    | 10<br>(5)              |

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の金銭報酬の額は、2020年3月30日開催の第10回定時株主総会において年額500,000千円以内（うち、社外取締役年額15,000千円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は1名）です。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2020年3月30日開催の第10回定時株主総会において年額15,000千円以内（うち、社外監査役年額15,000千円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は3名）です。

ハ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。

二. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。



#### ④ 社外役員に関する事項

##### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 社外取締役金澤光司氏は、来世幸福セレモニー株式会社の代表取締役、ワールドイズワン株式会社の代表取締役、株式会社アクセスの代表取締役、株式会社フロンティアテクノロジーの取締役であります。これらの会社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・ 社外取締役吉田誠司氏は、弁護士法人中村利雄法律事務所の代表社員、公益財団法人オムロン地域協力基金の評議員、京都市第二行政不服審査会の会長であります。これらの法人等と当社との間には特別な関係はありません。
- ・ 社外監査役松室伸二氏は、ソリッドビジョン株式会社の取締役であります。同社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・ 社外監査役武田久美氏は、武田公認会計士事務所の代表、株式会社北山住宅販売の監査役であります。同事務所と当社との間には特別な関係はありません。また、同社は当社の子会社であります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|            | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                            |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 金澤光司 | 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。他社での豊富な企業経営経験と高い見識に基づき、主に経営全般の観点から取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うとともに、経営陣の監督に努め、その期待される役割に応えております。                                                 |
| 社外取締役 吉田誠司 | 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。弁護士であり、長年に亘って職務を通じて培われた法律・コンプライアンス等に関する専門的な知識及び豊富な経験を有しております。主に法律・コンプライアンス遵守の観点から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うとともに、経営陣の監督に努め、その期待される役割に応えております。 |
| 社外監査役 日原直人 | 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。上場企業等での豊富な企業実務経験と高い見識から、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。                                                  |
| 社外監査役 松室伸二 | 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。他社での豊富な企業経営経験と高い見識から、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。                                                     |
| 社外監査役 武田久美 | 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。                                                         |

(注) 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

PwC京都監査法人

##### ② 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 26,100千円  |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 26,100    |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

##### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

~~~~~  
◎本事業報告中の記載金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,617,665	流 動 負 債	946,060
現 金 及 び 預 金	1,087,855	工 事 未 払 金	198
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	314,682	買 掛 金	19,592
未 成 工 事 支 出 金	778	短 期 借 入 金	300,000
前 払 費 用	61,747	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	56,706
未 収 入 金	140,041	未 払 法 人 税 等	63,194
そ の 他	13,454	賞 与 引 当 金	45,886
貸 倒 引 当 金	△894	未 払 費 用	219,013
固 定 資 産	1,412,600	契 約 負 債	124,974
有 形 固 定 資 産	1,327,519	そ の 他	116,494
建 物 及 び 構 築 物	841,487	固 定 負 債	999,425
土 地	268,993	長 期 借 入 金	984,558
建 設 仮 勘 定	160,402	資 産 除 去 債 務	14,867
そ の 他	56,636	負 債 合 計	1,945,486
無 形 固 定 資 産	14,923	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	14,923	株 主 資 本	1,084,778
投 資 そ の 他 の 資 産	70,157	資 本 金	374,200
繰 延 税 金 資 産	16,667	資 本 剰 余 金	276,000
そ の 他	54,615	利 益 剰 余 金	434,707
貸 倒 引 当 金	△1,125	自 己 株 式	△128
資 産 合 計	3,030,265	純 資 産 合 計	1,084,778
		負 債 純 資 産 合 計	3,030,265

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年1月 1 日から)
(2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上 売上 販売 営業 営業 受 受 補助 助 そ 営 支 そ 経 税 法 法 当 親 常 金 人 人 期 会 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	上		4,101,575
	上		3,415,732
	総		685,843
	利		492,338
	一般		193,504
	管理		
	費		
	益		
	益		
	取	9	
	配	4	
	金	42,779	
	金	9,983	
	の	21,547	74,324
外 外 取 取 助 成 外 外 支 支 常 金 税 法 法 当 親 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	外		
	取		
	取		
	助		
	成		
	外		
	外		
	支	19,130	
	支	2,193	21,323
	常		246,505
	金		246,505
	税	78,788	
	法	10,181	88,969
	法		157,536
	当		157,536

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集
ご
通知

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,613,580	流 動 負 債	824,073
現 金 及 び 預 金	903,702	買 掛 金	19,592
売 掛 金	314,445	短 期 借 入 金	300,000
前 払 費 用	52,945	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	8,496
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	200,000	未 払 費 用	214,565
未 収 入 金	139,985	未 払 法 人 税 等	57,458
そ の 他	3,396	契 約 負 債	124,974
貸 倒 引 当 金	△894	預 り 金	36,755
固 定 資 産	270,925	賞 与 引 当 金	45,886
有 形 固 定 資 産	197,032	そ の 他	16,342
建 物	158,556	固 定 負 債	157,313
構 築 物	4,625	長 期 借 入 金	151,592
車 両 運 搬 具	5,762	資 産 除 去 債 務	5,721
工 具 、 器 具 及 び 備 品	28,088	負 債 合 計	981,386
無 形 固 定 資 産	14,156	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	13,718	株 主 資 本	903,119
そ の 他	437	資 本 金	374,200
投 資 そ の 他 の 資 産	59,737	資 本 剰 余 金	276,000
関 係 会 社 株 式	24,700	資 本 準 備 金	276,000
長 期 前 払 費 用	12,218	利 益 剰 余 金	253,047
繰 延 税 金 資 産	14,441	そ の 他 利 益 剰 余 金	253,047
そ の 他	9,502	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	9,366
貸 倒 引 当 金	△1,125	繰 越 利 益 剰 余 金	243,681
資 産 合 計	1,884,506	自 己 株 式	△128
		純 資 産 合 計	903,119
		負 債 純 資 産 合 計	1,884,506

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年1月 1 日から)
(2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,345,409
売上原価	2,825,994
売上総利益	519,415
販売費及び一般管理費	422,389
営業利益	97,025
営業外収益	
受取利息	7
業務委託料収入	7,132
助成金収入	9,983
補助金収入	28,322
その他	12,588
営業外費用	
支払利息	4,786
その他	46
経常利益	150,228
税引前当期純利益	150,228
法人税、住民税及び事業税	59,946
法人税等調整額	△2,206
当期純利益	92,487

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集、ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月25日

株式会社 T. S. I
取締役会 御中

PwC 京都監査法人

京都事務所

指 定 社 員	公認会計士	中 村	源
業務執行社員			
指 定 社 員	公認会計士	柴 田	篤
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 T. S. I の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 T. S. I 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減

するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月25日

株式会社 T. S. I
取締役会 御中

PwC 京都監査法人

京都事務所

指 定 社 員	公認会計士	中	村	源
業務執行社員				
指 定 社 員	公認会計士	柴	田	篤
業務執行社員				

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 T. S. I の2022年1月1日から2022年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

招集
ご通知

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告

株主
総会参考書類

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）につい

て検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 「内部統制システムに構築に関する基本方針」として定めた取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書ならびに連結計算書類の監査結果

PWC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月28日

株式会社 T. S. I 監査役会

社外監査役（常勤） 日原 直人 印

社外監査役 松室 伸二 印

社外監査役 武田 久美 印

株主総会参考書類

議 案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2020年3月30日開催の第10回定時株主総会において、年額500,000千円以内（うち社外取締役15,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額30,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）であります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年15,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、当該方針の内容は、当社の第13期事業報告14項をご参照ください。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

また、本株主総会で本制度に関する議案が原案どおり承認可決された場合、当社の従業員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

【本割当契約の内容の概要】

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。ただし、当該退任又は退職した直後の時点が、本割当株式の割当てを受けることとなる日の属する事業年度経過後３か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期について、合理的な範囲で調整することができる。

（２）退任時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡

制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

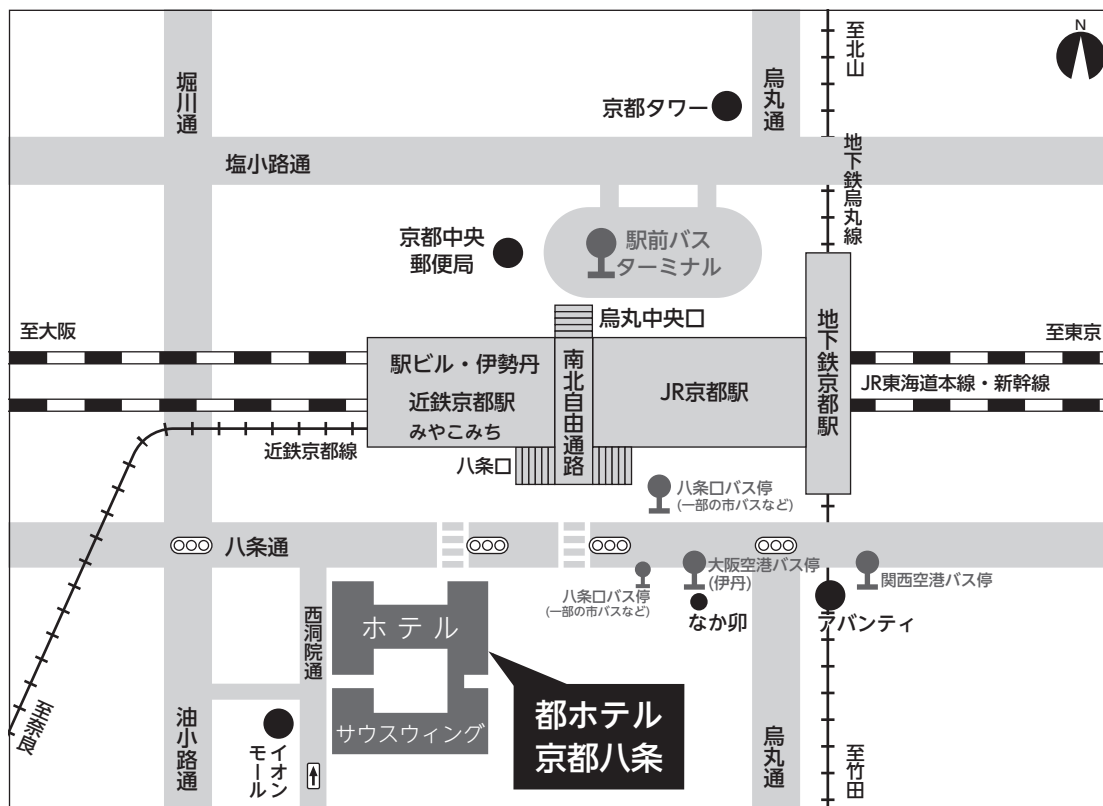
(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：京都府京都市南区西九条院町１７
都ホテル 京都八条 B1 陽明殿
TEL 075-661-7111



交通 J R・新幹線・近鉄京都駅八条口より徒歩約 2 分
地下鉄京都駅より 徒歩約 5 分